

破産手続開始通知書

事件番号 令和6年(フ)第489号(令和6年1月31日申立)

本店所在地 東京都練馬区旭丘1丁目22-13 日本通運(株)江古田流通センタービル
4階

破産者 株式会社アカツキ
代表者代表取締役 小林 孝至

1 上記の者に対し、破産手続開始決定がされたので、次のとおり通知します。

(1) 破産手続開始日時 令和6年1月31日午後5時

(2) 破産管財人 弁護士 本多 一成

東京都千代田区平河町2丁目7番5号 砂防会館本館3階 TF法律事務所
電話 03-6206-1294

(3) 財産状況報告集会の日時及び場所

令和6年5月28日午後2時 103債権者集会室
所在場所は「債権者集会のご案内」のとおりです。

財産状況報告集会において、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する場合は、①破産手続廃止に関する意見聴取のための集会、②破産管財人の任務終了による計算報告集会も併せて実施します。

(4) ① 破産者に対して債務を負担している者は、破産者に弁済してはならない。

② 破産者の財産を所持している者は、破産者にその財産を交付してはならない。

2 当裁判所は、本破産事件について、破産者の財産で債権者に対する配当ができない可能性が高いと考え、破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期日を当面定めなかったこととしました(破産法31条2項)。破産管財人において、破産財団の調査を進め、債権者に対する配当の見込みが生じた場合は、改めて、破産債権届出期間等について連絡をさせていただきますので、当面、破産債権届出書の提出は必要ありません。

なお、住所等の連絡先が変更したときは届け出てください。

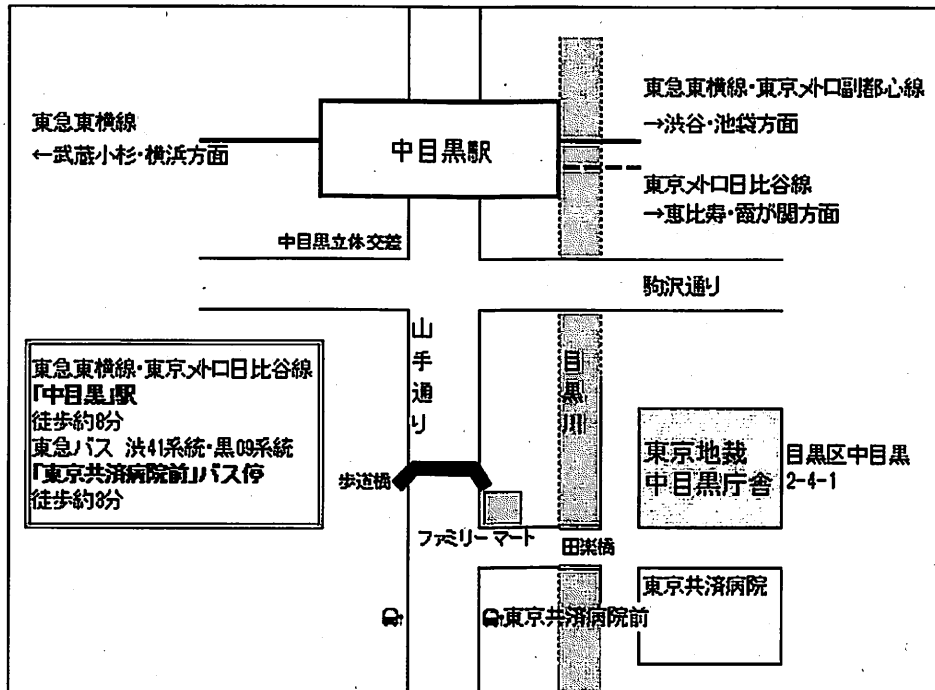
3 前記2の記載にかかわらず、交付要求庁においては、随時、破産管財人に対して交付要求を行ってください。

4 破産手続の進行については破産管財人まで、破産手続開始前の事情に関するお問い合わせ及び債権についての照会は申立代理人までお願いします。

申立人代理人 弁護士 後藤 大 電話 03-6264-1588

東京地方裁判所民事第20部特定管財2係 裁判所書記官 熊本 勝文

債権者集会のご案内



債権者集会は

東京地方裁判所 中目黒庁舎 1階

103債権者集会室

で行います。

※集会期日の際には、複数の集会を同時に開催するため、混雑が予想されますので、出席される場合は、時間に余裕をもってお越しください。